

No.812

商工神奈川

8

2025

“買える・学べる・作れる”をテーマに
第3回よこはま匠フェスティバルを
開催しました!

(神奈川県家具協同組合)

このイベント内容は6ページに掲載しています! ▶



Contents

〈巻頭〉関東甲信越静ブロック中央会会長会議……………	2
〈特集〉熱中症セミナーを開催しました……………	4
組合あてな……………	6
中央会トピックス……………	8
情報連絡員の声……………	9
組合Q&A ……………	12
今月の逸品・編集後記・情報募集……………	13



“人を「^{つな}ぐ」・組織を「^{むす}ぶ」・地域を「^{つち}紡ぐ」」
神奈川県中小企業団体中央会
URL <https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>

関東甲信越静岡ブロック中央会会長会議開催報告 「中小企業団体全国大会」への要望事項を討議・調整

令和7年7月10日(木)～11日(金)、関東甲信越静岡ブロック中央会会長会議が、ホテルマンハッタン幕張で開催されました。当会議には、ブロック内中央会の会長・専務理事他(本会からは森会長、長谷川副会長兼専務理事、森川常務理事兼事務局長等)が出席し、第77回中小企業団体全国大会への要望事項の討議・調整が行われました。要望事項は下記の通りです。

①総合経済対策・中小企業対策

1. 人手不足、物価高騰等に対して持続的に成長・発展していくための中小企業支援策の総合的な支援

- (1) 中小企業・小規模事業者が安定的かつ持続的に成長・発展していくための総合的な支援
- (2) 下請取引の適正化及び適正な価格転嫁の実現に向けた環境整備及び支援策の強化・拡充
- (3) 中小企業の賃上げを実現するための総合的な支援策の強化

2. 米の価格高騰及び供給不足に対応する支援の強化及び拡充

- (1) 米の価格高騰及び供給不足に対応する支援の強化

②成長促進・発展対策

1. 中小企業の成長促進及び持続的発展に向けた支援策の強化

- (1) 中小企業組合を活用した事業承継・引継ぎ支援体制の強化・拡充
- (2) 中小企業に対するデジタル化推進における支援の強化
- (3) 持続的発展に資する新分野進出、海外展開等への取組に対する継続的支援制度の構築

2. 創業促進、スタートアップ企業等への支援強化

- (1) スタートアップの対象として企業組合制度の活用
- (2) 創業促進のためのスタートアップ支援策の強化

③連携対策

1. 中小企業組合を骨太に支援するための連携組織対策予算の拡充及び地域経済の要として人的結合の基盤を成す中小企業組合への重点施策展開

- (1) 中小企業団体中央会の伴走支援力を不断に強化する十分な予算措置
- (2) 中小企業組合の特性や潜在力を真に引き出す大胆な施策の構築
- (3) 社会課題や地域課題の解決等に資する組合事業への補助制度の創設

2. 中小企業組合制度の一部見直し、制度的支援の拡充及び中小企業基本法の一部改定並びに官公需施策の弾力化等

- (1) 中小企業組合制度の一部見直し及び制度的支援の拡充
- (2) 中小企業基本法に定める「中小企業者の定義」に中小企業組合を追加
- (3) 官公需施策の弾力的運用の強化と官公需適格組合等への受注拡大

④地域経済・振興対策

1. 災害等への事前対策及び社会資本の整備に係る支援の強化

- (1) BCP 策定・BCM 推進及び防災・減災に係る取組へのインセンティブ等の強化
- (2) 社会インフラの長寿命化に取り組む中小企業等への優遇措置の適用

2. 特定地域づくり事業協同組合に係る支援の強化及び組合組織の枠組拡大を図る取組の実施

- (1) 特定地域づくり事業協同組合に係る支援の強化及び制度運用の弾力化
- (2) ローカル・ゼブラ組合の創出・育成

⑤金融対策

1. 中小企業等の資金調達の円滑化及び成長戦略を実現するための金融支援の実施

- (1) 中小企業等への更なる資金繰り支援、各金融支援策の要件緩和・拡充、金融機関及び関連支援機関の機能強化
- (2) 事業環境の変化・ニーズに応じた高度化事業の柔軟な制度運用と制度の見直し及び団地内インフラのリニューアル及び修繕に係る補助金・金融支援策の創設・強化・拡充
- (3) 経営セーフティ共済の貸付制度の見直し
- (4) 「経営者保証改革プログラム」の着実な実行及び経営者保証に依存しない融資制度の推進のための予算措置等
- (5) でんさいの見直し及び手形サイトの短縮等

⑥税制対策

1. 中小企業の実情を踏まえた各種税制の改正

- (1) 中小企業者等に対する法人税率の軽減措置を恒久化するとともに適用所得範囲の上限を撤廃するとともに企業組合、協業組合を適用対象とし、併せて、設立間もない(概ね5年未満)企業組合に対する法人税の減免又はさらなる法人税率の軽減をすること。
- (2) 中小企業関連税制における中小法人の基準見直しをすること。
- (3) 資本金1億円以下の中小法人に対して外形標準課税を適用しないこと。
- (4) 印紙税を廃止すること。
- (5) 自動車車体課税の抜本的な整理・軽減を図ること。
- (6) 軽油引取税の免除措置の拡充と恒久化をすること。
- (7) 軽油引取税の旧暫定税率の廃止をすること。
- (8) ガソリン暫定税率を廃止すること。
- (9) 事業承継税制一般措置を特例措置並みの内容に拡充し、制度を恒久化するとともに、支援措置を拡充すること。また、特例承継計画の提出期限の撤廃など事業承継税制に係る利用手続きの簡素化並びに相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例措置期間の恒久化をすること。
- (10) 貸倒れに係る無税償却・引当基準の見直しをすること。
- (11) 中小企業の投資促進税制の延長及び拡充をすること。
- (12) 被災地の組合を支援する組合及び組合員が出捐する災害時義援金の全額損金算入とすること。

- (13) 共有施設の維持管理を目的とした賦課金収入の益金不算入とすること。
- (14) 退職所得における優遇税制の維持を図ること。

2. 消費税、インボイス制度等の見直し

- (1) インボイス制度における各種特例措置の延長、制度の見直し。
- (2) 複数税率の廃止。
- (3) 個別消費税(ガソリン税、酒税、たばこ税)や印紙税に係る消費税の二重課税を早期に解消すること。

⑦労働対策

1. 適切な最低賃金の設定及び働きやすい環境の整備に係る支援策の強化

- (1) 中小企業の経営実態や地域の実情等を考慮した地域別最低賃金額の決定
- (2) 特定最低賃金の廃止
- (3) 各業界の労働環境改善に向けた支援策の推進
- (4) 中小企業省力化投資補助事業の実施期間の延長
- (5) 労務費等の価格転嫁の推進

2. 企業・労働者の実態を反映した社会保障制度の構築

- (1) 社会保障制度改革に伴う中小企業の負担軽減対策
- (2) 介護休業給付金に係る就労日制限の廃止

⑧人材対策

1. 中小企業の実態を踏まえた人材確保対策の推進

- (1) 中小企業等における人材確保・育成に係る支援策の拡充・強化
- (2) 障害者雇用に関する「もにす認定」を取得した中小企業等に対して優遇措置の拡充
- (3) 多様な機関と中小企業等との連携による人づくりの推進
- (4) 中小企業組合等を活用した人材確保及び人材育成支援の拡充・強化
- (5) 人材確保等支援助成金の推進及び弾力的運用に向けた制度の見直し

2. 中小企業が行う健全かつ円滑な外国人材の確保及び育成就労制度導入に関する円滑な移行

- (1) 育成就労制度への円滑移行を図ること。
- (2) 育成就労及び特定技能両制度における対象業種等の拡大
- (3) 育成就労及び技能実習制度における提出書類の簡素化
- (4) 外国人材受入れに向けた多様な組織による連携体制の確立

⑨エネルギー・環境対策

1. 電力・ガス・ガソリン等のエネルギーコストの負担軽減及び安定供給について必要な対策の強化

- (1) 電気・ガス・ガソリン等のエネルギーコストの負担軽減(価格高騰抑制)対策の継続・強化及びエネルギーの安定供給のための抜本的な対策強化
- (2) 給油所の経営の合理化に向けた多角化等支援策の拡充強化

2. カーボンニュートラルへの取り組み支援及び持続可能な社会の実現に向けた環境整備の促進

- (1) 中小企業の成長・発展につながる脱炭素の取り組み推進とカーボンニュートラル達成に向けた支援策の拡充強化
- (2) 再エネ賦課金(再生可能エネルギー発電促進賦課金)制度の抜本的見直し
- (3) 再生資源の違法ヤードに対する国による法律の整備と、規制の実効性の確保

⑩工業対策

1. 中小企業・小規模事業者の生産性の向上を促進するため、「ものづくり補助金」や「中小企業省力化投資補助金」等の支援施策を長期的・安定的に継続すること。併せて要件緩和、諸手続きの簡素化を図り、申請・利用しやすい制度に改善するとともに、地域事務局やフォローアップ予算の確保・拡充をすること。

- (1) もの補助等の継続
- (2) もの補助等の諸要件の緩和及び諸手続きの簡素化等
- (3) 地域事務局やフォローアップ予算の確保・拡充

2. サプライチェーン全体での取引適正化(適正な価格転嫁)の実現と中小企業における生産基盤の維持・整備(事業継続支援)の強化

- (1) 中小受託法の厳正かつ迅速な運用及びサプライチェーン全体での取引適正化(適正な価格転嫁)の実現等
- (2) 米関税措置の影響を受ける国内中小製造業への事業継続支援

⑪商業対策

1. 商店街等に対する支援の拡充

- (1) 商業環境施設整備や地域活性化に寄与する取組みへのハード・ソフト両面からの支援
- (2) 法人格を有する商店街組合に対する優遇措置

2. キャッシュレス決済の普及促進及び商品券制度改正並びに不当廉売と差別対価への対策の強化

- (1) キャッシュレス決済手数料軽減と普及支援策拡充
- (2) 共通商品券発行に伴う発行保証金の取戻し制度の見直し
- (3) 不当廉売と差別対価に対する規制及び監督の強化

⑫サービス業対策

1. 中小流通・物流業者の経営安定化に対する支援

- (1) 運送業「2024年問題」に対する対策強化および担い手確保・育成と環境整備
- (2) 運送事業者の実情を踏まえた高速道路料金の割引制度の見直し
- (3) 高規格幹線道路網及び幹線道路の整備拡大

2. サービス業の人材支援強化及びインバウンド受入体制整備に対する支援及び災害時の観光産業支援

- (1) サービス業の事業継続を支える地域密着型人材確保・定着支援策の強化
- (2) インバウンド受入体制整備に対する支援
- (3) 災害時の観光産業の情報提供一元化・システム構築支援

各ブロックで挙がった要望事項を全国中央会が取りまとめ、さらに討議・調整の上、令和7年11月12日(水)に広島県立総合体育館で開催される第77回中小企業団体全国大会の決議に反映されます。

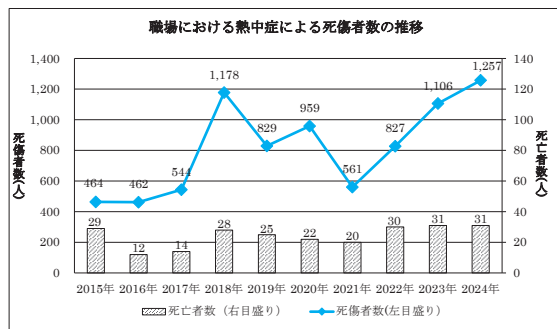
熱中症対策セミナーを開催しました！

令和7年7月15日(火)、三井住友海上火災保険株式会社との共催で「熱中症対策セミナー」を開催しました。

当日はWEB及び会場合わせて97名の参加者が集まり、非常にご好評頂きましたのでセミナー内容の一部をご紹介します。



●職場における熱中症による死傷者の推移



職場での熱中症による死亡者及び休業4日以上の上業務上疾病者の数は、2024年に1,257人と、死傷者数について統計を取り始めた2005年以降、最多となっており、うち、死亡者数は31人と、過去10年間で最多となっています。

職場での熱中症による死亡事故の多くは初期対応の遅れによるものが多く、職場での熱中症発生時に初期対応を適切に行うことが出来れば職場での死亡事故を防ぐことができると言えます。

熱中症の発生時には対象者を1人で休ませないこと(体調が急変する可能性があるため)とすぐに体を冷やすという対応が必要です。このような初期対応をスムーズに行うため、職場での熱中症予防対策が重要であり、令和7年6月1日より施行された労働安全衛生規則にて義務化されています。

策が重要であり、令和7年6月1日より施行された労働安全衛生規則にて義務化されています。

●職場における熱中症予防基本対策について

近年の酷暑による熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日より施行されています。この改正によりで事業者には義務化された内容は以下の通りです。

1 熱中症を生ずるおそれのある作業^(※)を行う際に、

- ①「熱中症の自覚症状がある作業中」
- ②「熱中症のおそれがある作業中を見つけた者」

がその旨を報告するための**体制(連絡先や担当者)**を**事業場ごとにあらかじめ定め**、関係作業員に対して**周知**すること

2 熱中症を生ずるおそれのある作業^(※)を行う際に、

- ①作業からの離脱
- ②身体への冷却
- ③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
- ④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や**実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め**、関係作業員に対して周知すること

※WBGT(湿球黒球温度)28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

まとめると、事業所で行うべき対応とは以下の3点となります。

- ①報告体制を整備すること
- ②必要な実施手順を具体的に定めること
- ③従業員及び関係者に周知すること

★WBGTとは

暑さ指数(WBGT(湿球黒球温度):Wet Bulb Globe Temperature)は、熱中症を予防することを目的として1954年にアメリカで提案された指標です。単位は気温と同じ摂氏(℃)ですが、その値は気温とは異なります。熱中症の発症に関与するとされている、気温、湿度、日射、気流の4要素を総合的に評価することができるため、人が受ける暑熱環境による熱ストレスを評価し、熱中症を予防するための指標として活用が推進されています。

●事業者が行うべき対応

①報告体制を整備すること

熱中症の発生時(疑いのある場合も含む)の報告先を明記しわかりやすい場所に掲示したり、周知することが必要です。事業所の緊急連絡網がすでに整備されている場合は準用できます。また、事業所内の責任者の連絡先だけでなく、緊急搬送先の病院の連絡先を明記しておくことより効果的です。

②実施手順を具体的に定める

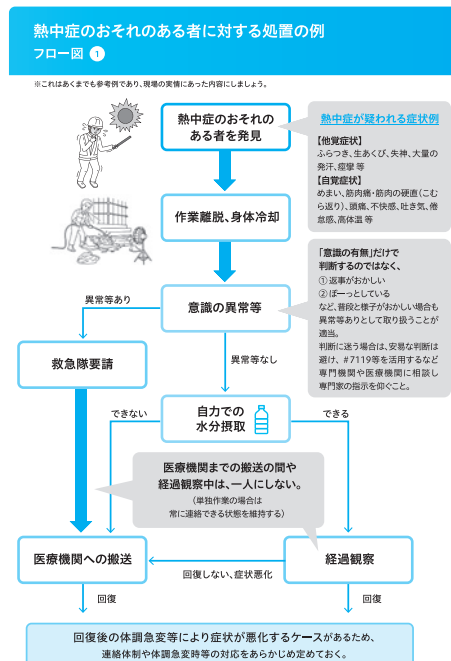
厚生労働省が定めている対応フロー(右図)では熱中症の疑いがある場合は速やかに作業から離脱させ体を冷やした後、意識の異常や自発的な水分補給ができるかなどによって判断する方法が推奨されています。

各事業所の業務内容によって手順を定めることが重要ですが、判断に困る場合や緊急性の高い場合には迷わず救急隊要請してください。

③従業員及び関係者に周知すること

①や②で定めた内容を関係者へ周知することも事業者にも求められています。事業場や作業現場のわかりやすい場所に掲示することだけでなく、メールやイントラネット等で周知をする等対応を知らない、わからないということが無いようにすることが必要です。

【出典:厚生労働省「職場における熱中症予防基本対策のススメ」】



●熱中症予防対策

熱中症が発生した時の対策や手順を定めておくことも重要ですが、職場で熱中症を発生させないようにすることも、熱中症に関する使用者の安全配慮義務であるとして裁判所の判例で認められています。

事業者で行うべき対策としては①作業管理②労働衛生教育③健康管理の3点が挙げられます。特に重要な①作業管理、②労働衛生教育について解説します。

①作業管理

作業する環境のWBGT値を下げる取組(扇風機やスポットクーラーの設置)などに併せて冷房を備えた休憩場所を用意することも重要です。また、入職したての人や長期休暇明けの人については暑熱順化が推奨されています。

暑熱順化とは

暑熱順化とは、体が暑さに慣れることです。暑い日が続くと、体は次第に暑さに慣れて(暑熱順化)、暑さに強くなります。

暑熱順化できていない人については「暑さに慣れるまで十分に休憩をとること」「2週間ほどかけて徐々に体を鳴らすこと」が必要です。

②労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理や労働者自身による健康管理が重要です。「熱中症の症状」「熱中症の予防方法」「緊急時の応急処置」「熱中症の事例」について作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ教育しておく必要があります。

教育には右記サイトの内容が役立ちますので参考にしてください。

【出典:厚生労働省「職場における熱中症予防基本対策のススメ」】



動画で学ぶ



自分でできる熱中症予防



オンライン講習



マニュアルダウンロード

職場における熱中症は適切な対策や情報周知をすることで未然に防ぐことが可能です。

今年の夏は酷暑となり、9月以降も厳しい暑さが続く可能性が高いという予想もされています。

職場での熱中症の重篤化を防ぐためにも今一度、各事業所や作業場の熱中症対策について見直すきっかけにしていたら幸いです。

神奈川県中央会ではパートナー企業である三井住友海上火災保険株式会社とこのようなセミナーを共催することや、割安な掛金でご利用いただける共済制度の提供を通じて会員組合及び会員組合企業のリスクマネジメントのお手伝いをしています。

より詳しい内容のセミナーの開催や実際に事業所にお伺いしてのご相談などリスクマネジメントに関わるご支援を広く提供しております。

お気軽にご相談下さい。

本件に関するお問合せはこちら

神奈川県中小企業団体中央会
業務推進部 共済担当 TEL:045-633-5136



青色防犯パトロール活動出陣式を行いました (平塚市ビルメンテナンス業協同組合)

令和7年6月30日(月)、平塚市ビルメンテナンス業協同組合が青色防犯パトロール活動出陣式を行いました。

当組合ではおよそ5年前より地域の防犯パトロールやカーブミラーの清掃ボランティアをはじめとした地域貢献活動を積極的に実施しています。防犯パトロールについては、組合員11社が協力し週替わりで市内のパトロールを実施し、平塚警察署に報告をしています。この地域貢献活動は「平塚市みんなのまちづくり事例」の年間大賞を受賞するなど、高い評価を受けています。

これらの活動実績を積み重ね、前年の10月18日付にて平塚警察署より青色防犯パトロールを委嘱されることが正式に決まり、青色回転灯を巡回車両に装備することが可能となりました。その後、研修や各種手続きを経て、6月30日に青色防犯パトロール初日を迎えることとなりました。

当組合青山隆理事長は「平塚の街をより安全で安心して住める街になるようより一層防犯強化に努める。このような地域貢献活動を通じて市民や行政等の関係機関に対し組合をアピールしていきたい」と述べ、今後の青色防犯パトロールへの意欲を示しました。



出陣式の様子

この活動へのお問合せはこちら

平塚市ビルメンテナンス業協同組合

電話: 0463-23-6640

HP <https://hiratsuka-builmen.com/>

第3回よこはま匠フェスティバルを開催しました！ (神奈川県家具協同組合)

令和7年7月19日(土)から21日(月)までの3日間、横浜市役所アトリウム(横浜市中区)にて「第3回よこはま匠フェスティバル」を開催しました。

洋家具発祥の地・横浜に、家具づくりの匠たちが集結し、“買える・学べる・作れる”をテーマに、ワークショップやトークショー、即売会など多彩なプログラムを展開しました。

3回目の開催となる今年は、Instagramを中心とした広報活動やプレスリリースの発表など、オンラインでのPRに注力。さらに、会場にはタブレット端末を設置して入場者アンケートをデジタル化し、来場者の声をリアルタイムで収集しました。また、キッチンカーを誘致し、グルメも楽しめるよう工夫を凝らすなど、より一層充実したイベントとなりました。

夏休み初日となった19日(土)は親子連れの来場者が多く、ワークショップでのものづくり体験や、職人による実演会を通して、洋家具の美しさや機能性に触れる貴重な機会となりました。



本草コインケース作りのワークショップ



組合員による講演会

第7回 あやせ工場オープンファクトリー開催 (神奈川県綾瀬工業団地協同組合)

神奈川県綾瀬工業団地協同組合は、7月26日～11月8日の期間、4エリアにて「第7回あやせ工業オープンファクトリー～来て、見て、触って、町工場と繋がろう～」を開催します。

お申込みや詳細につきましてはホームページをご参照ください。
HP: <https://www.ayase-kougyoudanchi.jp/open-factory/>



開催日	エリア
7月26日(土)	綾瀬工業団地
9月13日(土)	吉岡
10月4日(土)	上土棚・与蔵山下
11月8日(土)	早川・さがみ野・小園

実際に本会の職員が7月26日(土)に綾瀬工業団地のオープンファクトリーに参加したレポートをご紹介します。

快晴の中、綾瀬市長の橘川市長、神奈川県産業労働局、綾瀬市商工会長他、多くの来賓が出席し、テープカットが行われ、あやせ工場オープンファクトリーがスタートしました。

お天気に恵まれ、夏休み期間ということもあり子ども連れ家族の姿が多く見られました。(株)ナウ産業で、工場内をご案内いただきました。様々な大きさのプレス機の説明や町工場がつくる「サビない」鉄鍋フライパン「tetsu」を拝見しました。オリジナルキーホルダーの作成を依頼したので届くのが今から楽しみです。

次に(株)エステックに向かいデジタルノギスを使った、製品検査の模擬体験をさせて頂きました。デジタルノギスの様々な測定方法を従業員さんからとても丁寧に教えて頂きました。

メイン会場では、大樹生命をはじめ組合員や賛助会員によるブースが出展され、工場での見学・体験・従業員との交流を通して、綾瀬のものづくり技術やものづくりまちの魅力を体感できる機会になりました。今回は多くの小学校の先生たちも来場され、ものづくりを実際に体験していました。今後の展開が益々期待できます。



開会式でのテープカットの様子



プレス機の体験

関東甲信越静ブロック 中小企業青年中央会代表者会議を開催 (神奈川県中小企業青年中央会)

令和7年7月4日(金)、神奈川県中小企業青年中央会が幹事となり、メルキュール横須賀(横須賀市)において関東甲信越静ブロックの代表者会議を開催しました。この会議はブロック内の各都県青年中央会の代表者等が一堂に会し年に2回開催されており、神奈川県での開催は平成26年以来11年ぶりです。

当日は、エクスカーションとして「海上自衛隊横須賀総監部」の視察を行いました。43名が参加し、普段立ち入ることのできない自衛隊の基地内や護衛艦を間近で見学することができ、貴重な機会となりました。参加者はガイドの説明や艦船内の機材に興味深く見学していました。



エクスカーションの様子

エクスカーションの後、メルキュール横須賀に移動し第1回代表者会議(総会)が開催されました。

11会員27名が参加し、第1号議案から第6号議案までが上程され、すべての議案が原案通り可決決定されました。その後の懇親会には県内会員も合わせ55名が参加。本会の森洋会長も参加し、盛況の内に閉会しました。



挨拶をする森会長



関東甲信越静ブロック代表者会議参加者

青年中央会についてのお問合せ先

神奈川県中小企業団体中央会 組合支援部第一内
TEL:045-633-5132

／ ホームページもあります ／

神奈川県中小企業青年中央会

検索

構造的な賃上げの実現、雇用機会の確保及び働き方改革の推進を

～県知事・神奈川労働局長来訪～

令和7年7月9日(水)、黒岩祐治神奈川県知事、児屋野文男神奈川労働局長他が本会に来訪、雇用機会の確保等について協力要請を受けました。

県知事及び神奈川労働局長名の要請文では、若年者、障がい者、女性及び高年齢者等の雇用機会の確保等について、本会の会員・組合員企業への周知の協力要請がなされています。

【要請の内容】

- 1 構造的な賃上げの実現等について
- 2 就職氷河期世代への支援について
- 3 障がい者について
- 4 女性について
- 5 高齢者について
- 6 若年者について
- 7 新規学卒者について
- 8 就職にあたって困難を抱える者等について
- 9 働き方改革等について



要請文を受け取る坂倉副会長(左)、黒岩知事(中央)、児屋野労働局長(右)

※要請文はホームページで全文をご確認いただけます。

▶ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/cnt/f532728/index.html>



第77回中小企業団体全国大会(広島大会)開催のご案内

第77回全国大会が広島県にて開催されます。ぜひご参加ください。詳しい申込方法等は、組合事務局様宛に別途送付している開催案内・申込書をご確認ください。

1. 日 時 令和7年11月12日(水)
(全国大会) 13:00～15:30
(交流会) 16:00～17:30
2. 場 所 全国大会:広島県立総合体育館(広島グリーンアリーナ)
広島市中区基町4-1
交流会:リーガロイヤルホテル広島
広島市中区基町6-78
3. 参 加 料 全国大会:6,600円(税込み)
交流会:5,500円(税込み)
4. 主 催 広島県中小企業団体中央会、全国中小企業団体中央会

お申込み締め切りは9月12日(金)となります。



お問合せ

神奈川県中小企業団体中央会 業務推進部
TEL:045-633-5131



製造業

食
料
品

パン 米不足で市販のパンの需要は増えていると言われているがむしろ微減。人手不足のところに暑さ厳しく人繰りに苦労している。

酒造 令和7年5月の清酒課税移出数量の特定名称酒は対前年比102.78%と上回った。内訳は吟醸酒100.76%、純米吟醸103.11、純米酒101.61%、本醸酒123.10%となった。特定名称酒以外の普通酒は対前年比108.77%と上回り、合計で対前年比103.08%と前年を上回る結果となった。

ひもの スーパー量販店関係は、ホッケ等を中心に順調な推移が見られていますが、消費自体が厳しい状況であり、製造コストが変わらず高止まりしているため、取引先への値上げ対応も続いています。原材料の購入費用に影響がはじめて、今後が不安との声も出ています。

木
材
・
木
製
品

家具 どの規模の企業においても経営上の問題点には、原材料価格の上昇とともに従業員の確保、熟練技能者の確保、人件費の増加が共通の悩みである。手持ち受注残は確保しているが、先行き経済全般が後退し、販売面の悪影響が最も懸念され始めている。技能検定の令和7年度前期の受検者は、家具手加工・五輪で20名、いす張りで17名の合計37名と意欲的に技能向上に取り組んでいる。組合では、7月に「第3回よこはま匠フェスティバル」を横浜市役所アトリウムで開催し、組合と組合員の活性化を図る。

印
刷

製本 ここ数年、近隣の同業の廃業が多いため残された業者に仕事が集中している傾向にある。ただ、地域として受けられるパイが小さくなっているため、受けきれず他地域に仕事が流れてしまうことも多い。仕事量は増えても利益率は低く、人員や設備を強化出来るほど利益が残らない。価格が仕事内容に見合っていないと感じることが多い。

印刷 4月の印刷の生産金額は、前年同月比0.2%増の302億円。コロナ禍前の2019年4月比では17億円を下回る水準。品別では商業印刷が前年同月比0.9%減、出版印刷は10.9%減、証券印刷は3.2%減少した。包装印刷は6.0%増。非塗工紙・微塗工紙・塗工紙・特殊紙を合わせた「印刷用紙」の4月の出荷販売量は、前年同月比0.5%減の350,103トン。前年同月比減は6ヶ月連続。紙の印刷需要減が継続しており、引き続き各社に業態変革が求められる。

下請法改正の影響もあり、取引条件は民間では一般的には改善傾向。一方で、官公需における価格転嫁が進んでいないという問題があるが、全印工連から国への働き掛けにより、6月26日には総務省より各自治体向けに官公需印刷物の入札・契約について、①実勢価格を踏まえた予定価格の設定、②最低制限価格制度・低入札調査制度の活用、③中小・小規模事業者の活用、④コンテンツ・バイ・ドール契約など知的財産権に配慮した契約の促進などを求めた技術的助言が発出され、今後の取引条件の改善が期待される。

ゴ
化
学
ム

石油製品 関税等の情勢の影響次第ではあるものの、年末にかけて半導体需給の回復が期待できる。

土
窯
石
製
業
品

砕石 各生コンクリート協同組合の出荷が土曜日休業となったことにより、出荷量が減少したため、骨材の出荷も減少した。

鉄
鋼

工業塗装 防衛産業分野は好調である。

工業団地(相模原市) 日産自動車は、2028年3月期までに国内外で7工場を削減すると発表された。国内でも日産の子会社「日産車体」湘南工場の閉鎖案が浮上している。販売が伸び悩んでいる商用車の生産終了も検討されており、下請け会社と取引のあるT製作所は動向を注視している。

工業団地(伊勢原市) 業績は全体的には厳しいが、事業内容で二極化が進んでいると思われる。今回は好転している組合員の景況について報告させていただきます。

金
属
属

金属製品 設備投資を考えて、デジタル化・自動化を進める企業があるが、投資をして採算が取れるか？また何年で償却できるか？悩ましい問題がある。自動化すれば人件費の削減にはなるが、全てを自動化することは難しい。ここ数か月、仕事量の増加が見られない。夏季賞与企業にとっては悩ましい。

輸
送
機
器

艦船製造・修理 5月と比較すると売上高は大幅減となっている。昨年同月と比較すると約6割減となっている。主な原因としては、①先月は記念艦「三笠」の大型工事が終了したこと、(完工時に売上に計上)②計画修理の多くが6月はじまりであり、7月中の完成が集中していること、が上げられる。今後の計画的な予算の執行に期待したい。

そ
の
他
の
製
造
業

工業中心の複合業種(川崎市) 相変わらず、低い位置で安定している感じである。各企業の受注増減の波は変わらない。今後の見通しも不透明な為、廃業や事業縮小を考え始めている企業も出てきている。

工業中心の複合業種(厚木市) 業界・個別企業により売上高・収益に格差が顕著であり、二極化する傾向が見受けられる。中国経済の失速、トランプ大統領の関税施策が今後どう影響してくるか不透明な部分がある。世界各地での紛争終結が見えず、原油等の高騰が懸念される。人材確保がさらに困難な状況となっている。県内大手自動車メーカー(日産)製造工場の閉鎖の時期など明確ではないが、影響が大きく懸念される。

神奈川県景況天気図／全国の調査結果はこちら

神奈川県の
景況天気図は
こちら



毎月 25 日ごろまでに
前月分を更新します。

全国の
景況情報は
こちら



【6月分】



【過去分】

菓子卸

売上はまあまあだったようです。気温が高い日が続いたため、熱中症対策商品の売上が伸びたようですが、欠品や休売も発生したため、大幅な売上増にはならなかったようです。

卸回地

売上については、前年同月比並みに推移、新型コロナウイルス禍以前(5年前)と比較した場合、依然減収している状況。(一部の企業では、5年前対比増収となっている。)取扱商品・販売ターゲットによって、業績格差が顕著に表れている。アフターコロナによる世界的な需要増とロシアのウクライナ軍事侵襲等による原油高、半導体不足、小麦不足等による仕入価格上昇、物流経費増加、更には最低賃金引き上げもあつて変動費が上昇し、収益悪化が表れている。現時点では、材料等仕入れ価格の上昇、物流経費増加分を販売価格に一部転嫁実現できた企業もあるが、依然中小企業の大半が転嫁することが厳しい状況。(売上先により格差がある)更に政策金利引き上げによる借入利息の負担も懸念、更にはトランプ関税による受注機会の懸念喪失も懸念される状況にある。物価高等の変動費上昇分を売上転嫁できるか否か、特に中小企業の事業継続の鍵を握るものと思慮。

リサイクル(横浜市)

【新聞古紙】

韓国側の需要は堅調、単価も横ばいを推移しているが、そもそもの数量確保が困難なことから、値上げしても大幅な数量増加は見込めないため、これ以上のドル価格の上昇は現状見えていない。

【雑誌古紙】

マレーシア向けは若干購買が回復しているが、価格レベルは引継ぎ国内建値以下で低迷している。マレーシア向け\$155-160から3-7ドル程度の値上げをしているが、インドネシアの代替先としてオファーが集まると、上昇は一時的なものだと考えられる。インドネシアの各メーカーで追加数量分の輸入ライセンスの更新は一部メーカーしかおいてないとのこと。購買姿勢が弱く、ドル価格10ドル前後下がっている。

【段古紙】

欧州品が再び価格が上昇しており、比較すると日本品に割安感が出ていること、一時148円まで円安が進んだこと、以上の先高感から仕入れ先行、円建て店頭単価は上がる可能性がある。6月の\$160-163という指値では仕入れ単価以下の売価となることや、月中という売買が動かないタイミングということもあり、メーカー側では新規での数量調達に支障が生じていると思われる。よって、数量確保の為に徐々に単価調整しているが、ようやく仕入れコスト水準まで上がってきたという状況。

リサイクル(大和市)

古紙市況は、夏場での国内需要の縮小が見込まれ、古紙の回収消費は前年同期比マイナス状況が継続。輸出については、新聞・雑誌・ダンボールの3品目全て前年同期比マイナスとなっており、ダンボール古紙は需要の後退と円高ドル安で軟調となってきている。鉄スクラップ市況は、6月末時点では様子見となっている。6月上旬には関西以西で価格下落も見られたが、その後は横ばいで推移している。アジア向けの輸出については、本年上半期の東南アジア向けを中心に船積み数量は前年同期比でプラスとなっており、需要は堅調である。また、トルコ向けも上昇が見られている。アルミ市況は、自動車向けマーケットの低調が続いている。アルミスクラップの国内市中発生量減による、現物確保競争が活況となっており、深刻な競合状態を生み出している。

機械器具

一般的に昨年より設備投資、新築着工戸数など低迷している印象です。例年4月～6月までの荷動きは良くはありませんが昨年の方が活発でした。今後、懸念されるのは日産の工場閉鎖が実施されると自動車産業は協力会社のすそ野が広いだけに影響が広範囲に渡り、神奈川の景気が更に冷え込む恐れがあります。それでなくてもアメリカの相互関税政策により打撃を受けており、今後厳しさが増すことは避けられない状況だと思います。

酒販

商品券の販売については、前年対比では若干減少。4月・5月・6月の3ヶ月でも若干の減少となった。商品券値上げの影響も考えられる。使用済商品券の回収は、前月に引き続き前年を2割程度上回り好調。過去に販売した旧券使用も含め、前年より店頭での使用が多くなっていると推測できる。収益状況は、商品券販売数が減少しているが、使用済商品券の回収が好調であることから、3ヶ月間では前年並みとなっている。

電化製品

消費者向けの情報で、各メーカーが蛍光灯の製造を2027年で廃止することが伝わっていますが、エアコンも2027年から新省エネ基準が採用されます。新基準になると室外機の外形寸法及び価格のアップが予測され、お手頃エアコンを買替える需要が進んできました。地域電気店は連日取付け工事に追われている現状です。そのような中、店主の高齢化と人手不足で日々の取付け台数に限界があり、苦慮しているのも現状です。高齢化が進む中、地域住民の「暮らしのパートナー」として、見守り活動や家電相談、出張対応を通じて地域密着型サービス活動と高齢者対応の強化こそが地域電気店の存在価値なので、地域コミュニティへの参画も進めている。家電リサイクル推進協議会の総会にて、消費者への家電リサイクル対象4商品の適切な処理方法の周知徹底と、処理方法のアドバイス、業者紹介などを提案している。また、不法処理業者の監視強化も継続実施している。

青果(小田原市)

6月は異例で異常な気候温暖化のため、土が乾き真夏日が続いたが、葉物野菜は安値で安定し、小売価格も落ち着いていた。組合は果実の過熟期のため、取扱い額が増えず厳しい状況が続いている。

青果(横浜市)

流通における成長著しい業者と衰退傾向にある業者との二極化が加速している。顧客の確保及び売上高の確保の為、利幅を抑え、利益率が極端に低下しているところに対し、品質に拘り値下げはせずに順当に営業利益を確保しているところもある。どちらの方針を選択するかが事業の継続に大きな影響を及ぼすと思うが、今のところ正解は無い。これは日本の産業全体に言えることだが、売上高優先の業者と利潤追求の業者、DX戦略を積極的に取り入れようとしている一部の業者に対し、デジタル化に対応出来ないアナログのままの多くの業者との間に確実に格差は生まれ始めている。「果実雨に腐る顔にメガネ重たい」

燃料

中東情勢緊迫化への対応で、6月26日以降出荷分の仕切り改定から激変緩和措置が復活されました。ガソリン・軽油に対する補助は、定額引き下げ措置のリッター10円に、これによりレギュラー小売り市況全国平均や原油コストの変動を加味して算定された価格が加わり、13円40銭が補助されることとなります。この状況から石油元売り会社が系列業者に示した仕切り価格は、3社とも前週比6円50銭の大幅な上昇となった。元売り算定仕切りが大幅に上昇したのは、ロシアのウクライナ侵襲で油価上昇・円安進展・サウジ調整金上昇が重なった2022年9月改定分以来、ほぼ2年10ヶ月振りとなった。ただ、激変緩和措置の発動で、実質仕切り価格の上げ幅は、ガソリン・軽油が3円10銭という状況である。6月25日公表の平均小売価格は、全国平均172.8円、神奈川県平均170.0円という状況である。

共同店舗

組合員が経営している店舗状況は極めて厳しい。急激な物価上昇により顧客の購入金額が減少。組合としては、テナントが入店し安定した収入を得ているが、空き店舗契約は難しく、個人の店舗での契約者の申し込みは皆無である。

タイヤ販売

タイヤの原料の高騰により、各メーカーが6月から値上げが行われた。その影響が、例年よりも売上げが下がる事業所も多かった。賀詞交歓会で生産性向上補助金の講習を中央会の協力を得て行った。今期もこの補助金が行われることが4月に発表され、3社の組合員事業所が申請を検討している。今後も補助金の申請業務を中央会と連携を図りながら組合員のために支援していきたい。

商店街(横浜市) 6月度は、特に大きな景況の変化は見られませんでした。先月に続き、原材料費・光熱費の高騰、特に米問題では利益を圧迫しています。6月後半から長く続く猛暑、店舗でのエアコン使用もフル回転となる4ヶ月になるかと考えられます。補助金情報など商店会としても会員各位へお知らせできればと思います。

商店街(川崎市) 6月は梅雨入りしたにもかかわらず、今年は雨が少なく急激に蒸し暑い気温の高い状況が続きました。熱中症患者なのか救急車の音が聞かれることが多く、具合の悪くなる通行人も見かけられました。異常な暑さの為、お中元の注文は出足が鈍く、生鮮品取扱店では、陳列などに苦労しています。6月20日からサマーイベントが始まり、プレミアム商品券の販売日には暑い中、長い行列が出来ました。また、セール抽選会の景品である福島県産のお米の確保には苦慮しました。

商店街(横浜市) 前年同月と同等の商品数量を仕入れるが、物価高の影響等により買い控えが起きている。賃金アップの話題も出ているが、最低時給賃金で支給している企業も多く、賃金アップできる環境ではない。中小企業が賃金アップできる仕組みを国は考えてほしい。商店会としてイベント開催を検討して実施する予定ではあるが、現状の会員収入及び補助金では金銭的に開催が困難になりつつある。

商店街(相模原市) 閉店と同数の新規出店がありました。当該地区はこの後、1年で1番大きな夏祭りを迎えます。景気上昇に期待します。

サービス業中心の複合業種 海の公園管理部分の取引が植栽管理部分を残し、その他がなくなった。

温泉旅館・ホテル 6月に入りインバウンド客の動きが鈍化してきている。7、8月の予約も国内客、海外客共に伸びていない。万博の影響も大きいと思われる。

建設設計 建設業界では人手不足が常態化している。また、厚生労働省が6月より熱中症対策を企業に義務付けを実施した。現場では以前より色々な対策を講じてきており、「水分・塩分の補給」、「ファン付きウエア」等99%以上の建設業が実施している。その他、小規模な改修計画は随時、公表されている。

ファイナンシャルプランナー 6月は5月の総会を終了して新規役員が活動をはじめの時期である。役員は一部を除いてほとんど新しい人となった。当組合が設立して25周年を迎え、新しい出発の年となるよう頑張っていく。

柔道整復師 前年同月比で令和7年3月施術分療養費総請求金額は、前年比92.6%という結果。厚労省が5日発表した実質賃金は、前年同月より1.8%減り、4ヶ月連続マイナスであったことが判明した。名目賃金は40ヶ月連続でプラスとなったというが、消費者物価指数が4.1%上昇したことによって、マイナスとなったという。また、昨年の出生数が初めて70万人を下回り、出生率が過去最低の1.15となったと報じられた。本来、新鮮外傷を扱う柔道整復師にとって、幼稚園から高校までの学生達が学校の体育、部活などの際にケガをして接骨院にくるということが多かったが、現在では少子化の影響もあり、高齢者に対する施術が多くなってきたことは否めない。やはり、少子高齢化の影響と、昨今の景気低迷により、日々の来院者数は減少し続けており、にもかかわらず接骨院の新規出店も増え続けているので、明らかに供給過多といえる現状である。問題は、少子化に伴い、外傷をきちんと処置できる柔道整復師が経験不足により少なくなってきたことだろう。一般の方は、外傷は整形外科、保険のきく慰安マッサージのように思われている方も少なくない。勘違いを引き起こさせる業者もいることから、これらの誤解が多く発生している可能性も否定できない。これらの負の連鎖が現在も進行している。

自動車整備 団体交渉締結の恩恵を受け、業界全体の工賃単価が上昇しているように感じる。

管工事 新設住宅、新築マンションともに先月から増加傾向となっており、先月は配管工がやや余り気味との調査結果もあったが、今月は不足気味と状況が変わっている。もともと、先月でも配管工の不足の声は上がっていたとの報告を受けているが、慢性的な配管工不足・高齢化は大きく変わっていない。資機材の価格は引き続き上昇気味である。また、売上高は各商社の情報から増加傾向となっている。

電気工事 人材不足、人件費高騰

空調設備工事 今現在は現場も少ない状態で、お盆休みに工場などの改修工事が出てくると思われる。大型物件は、年末以降に動き始めると思われる。材料・燃料費の高騰が続いているので、利益を出すのが難しい。未だに人手不足が大きな問題で、今後大型工事が出た場合には大変になっていくと思う。

畳工事 物価上昇により家計が圧迫、畳材料も高値で推移し畳の仕事は減少。畳替えまで回ってこない。熊本県での「い草」の刈り取りが始まっている。今年は、高温になっているため、生育が心配。畳表の値上がりにも繋がらなければよいが。

道路貨物 6月に入り燃料価格は下がったが、物価高による消費者の購買意欲が減っている影響か、住宅建材等食料品を除く消費関連貨物の荷物が5月に降減しており、6月も減ったままである。また、トランプ関税の影響も大きく国際海上コンテナの取り扱いも減っている。神奈川近隣の鉄鋼メーカーから出荷される鋼板類の輸送量は、富士重工への輸送が多いため日産の影響は少なく、あまり変わっていないが、本件についてもトランプ関税の影響により米国向け輸出が減ると、大幅に輸送が減る可能性がある。

道路貨物(横浜市)

前年同月比
地場輸送 △ 5.0% 長距離輸送 +15.0%
海上コンテナ +15.0%
先月同様、燃料価格の低下により収益の改善が見込まれる。また、依然として運転手不足への対応に苦慮している。

タクシー 県央交通圏ではタクシー配車アプリの選択肢が増えたことにより、新たな顧客増に期待したい。

放課後等デイサービス

(1) 解約率の低減と売上の増加
福祉サービス利用者の新規契約数の増加傾向が続き、放課後等デイサービスの運営は安定しています。結果として、売上高の増加につながっています。単月では、祭日がなく稼働日数の増加による売り上げ増となりますが、前年度より売り上げが増加になります。
(2) 組合員数
微増で、28社となりました。問い合わせも数社来ています。
(3) 人材不足の深刻化
現在、業界全体で人材不足が深刻化しており、施設運営に必要な人員の確保が困難な状況が続いています。必要な人員を確保できず、人員配置や職員の配置加算を取得できない施設が増加。その結果、売上が減少している放課後等デイサービスが散見される。このように、売上が増加傾向にある一方で、人材不足が経営の安定化を阻む大きな課題となっています。

不動産 不動産全般(売買、賃貸とも)価格が上昇、販売も年明けより好調な状況が継続している。但し、在庫確保に業者が取り合いで価格を釣り上げている感がある。

質屋 質屋の場合、品物をお預かりして融資をし、その返済はお客様の都合によりますが、給料日、年金支給日、生活保護等公的保護費の支給日になるのが通常で、高額の場合はボーナス月の場合が多いです。今年度前半は、例年になく融資額が多く質屋としても資金繰りに苦慮致しましたが、多くの企業でボーナスが出た6月は、まさにこれまでご融資させていただいた資金の償還時期となり、それが昨今の好景気と賃金上昇の流れを受けて、どの企業でも滞りなく上昇したボーナスが出たようので、これまでお預かりした品物の受け戻しもスムーズに進み、貸金の返済も高額になりました。よって、在庫は大幅に減少し、利益も増えました。

※この業界情報は、県下74名の連絡員からの情報をもとにしております。

組合運営に関するよくある質問に、本会の無料個別専門相談を担当している、弁護士・税理士・公認会計士・社会保険労務士の先生方がわかりやすくお答えします！

組合

Q

&

A

第95回



池田賢史 先生

横浜北仲通り法律事務所
弁護士

- Q.** ①理事の補充義務に反して、組合が新しい理事・代表理事を決めようとしなかった場合や、決めようとしたが誰もやる人がいない場合でも、辞任届を提出した代表理事に残任義務はあるのでしょうか。
- ②また、仮に辞任届を提出したが新しい代表理事・理事が決まらずそのまま組合が活動を続けた場合、対外的なトラブルが起こった場合、代表理事に責任が発生してしまうのでしょうか。

A.

- ① 病気のため業務を続けることが難しくなったAさんが理事を辞めても、理事の定足数を下回ることがない場合、組合の代表理事は理事の中から選定されなければならないため(組合法36条の8第1項)、Aさんは理事でなくなると同時に、代表理事でもなくなります。

他方で、Aさんが辞めることで理事の定足数を下回る場合には、Aさんには理事としての残任義務と代表理事としての残任義務が二重に課されるため、Aさんは代表理事として残任しなければならないことは前回述べたとおりです。

Aさんの残任義務は「役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員員の員数が欠けた場合」

(組合法36条の2)と、その理由に関係なく形式的に判断されるため、組合が新しい理事や代表理事を決めようとしなかった場合でも、あるいは、誰もやる人がいない場合でも、理由に関係なく課されます。

- ② では、この二重の残任義務により代表理事となっているAさんは、組合の対外的なトラブルに対して、法的な責任が課されてしまうのでしょうか。

Aさんは、新代表理事が選定され登記されるまでは、登記上代表理事として名前が残ります。したがって、第三者は、登記上の代表理事であるAさんに対して、理事としての損害賠償責任を追及することが可能です(組合法38条の3)。登記に名前は載っているが、自分は辞任届を出しているから実際は代表理事ではない、という言い訳は通じません。

ただし、役員としての第三者に対する責任は「悪意又は重大な過失があったとき」に制限されていますので、実際にAさんが、残任期間中に組合法38条の3

の責任を負う可能性は極めて低いといえます。

他方で、Aさんが残任することになった原因を作った他の理事たち、すなわち「新しい理事や代表理事を決めようとしなかった」あるいは「決めようとしたが誰もやる人がいなかった」他の理事も同じく、組合法38条の3により第三者に対する損害賠償責任を負う可能性があります。

また、この他の理事たちは、組合法及び定款で定められた役員員の定足数を下回る状態を放置し、さらには、組合法で設置が義務付けられている代表理事の地位に、病気で業務を続けることが困難なAさんを残任させ続けているわけですから、理事としての善管注意義務(組合法35条の3、民法644条)違反を認定されてしまう可能性もあるといえます。

Aさんの残任義務中の第三者に対する責任と、Aさんが残任せざるを得ない役員員の定足数不足状態を放置している他の理事たちの第三者に対する責任の重さを、単純に比較することはできません。

ただし、少なくとも、他の理事たちには「すでに辞任届を提出している病気のAさんが、理事及び代表理事として残任しなければならない状態」を作り出した責任があるわけですから、理事としての善管注意義務に反していると認定されてしまう可能性は否定できません。

代表理事が辞任届を提出した場合、あるいは、とある理事から辞任届が提出されて定足数を下回ってしまった場合には、他の理事の方は、可及的速やかに代表理事や新しい理事を選任し、代表理事不在あるいは理事の定足数を下回る状態を解消するべきです。

組合個別
専門相談

●通常相談は無料、秘密厳守●

■ 次回日程

◎法律・税務・経理・労務

令和7年

9月3日(水)

「zoom」による
オンライン相談
もできます。

午後1時～4時 本会会議室にて

●電話予約をお願いします。 本会 組合支援部 TEL:045-633-5132

逸品の今月

『かながわの名産100選』より



#95 相州落花生・うでピー

相州落花生は、秦野盆地などに代表される火山灰土壌での栽培に適しており、香り高く味も濃厚。掘りたての落花生を茹でて瞬間冷凍した冷凍ゆで落花生「うでピー」は、旬の味を一年中楽しめる上品な味。

こちらのコーナーは「かながわの名産100選」より抜粋しています。
「かながわの名産100選」は県 HP (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ya3/cnt/f300096/>) でもご覧になれます。

記事に関するお問合せはこちら
神奈川県 文化スポーツ観光局
観光課 国内プロモーショングループ
TEL : 045-210-5767 (直通)

編集後記

先日、「酒人好の会」というお酒のイベントにお誘いいただいたので参加してきました！

日本全国から33か所の酒蔵さんが自慢の日本酒を持ち寄り、美味しい料理とお酒を楽しもうという日本酒好きにはたまらないイベントでした。

時間の関係で21か所しか回れなかったことが悔やまれます…。

ただ、当日の抽選会で見事当選し一升瓶をゲット！しかも神奈川の酒蔵いずみ橋さんの黒トンボだったのでびっくりしました。県内の組合さんにゆかりのあるお酒が当たってうれしいです。 担当者 K

情報募集

『商工神奈川』に
組合の情報を掲載しませんか？

- ★イベントの告知をしたい
- ★組合の事業を紹介したい
- ★取材に来てほしい



お気軽にお問合せ下さい！

【組合の情報掲載に関するお問合せ】
業務推進部 TEL:045-633-5131
もしくは組合担当者まで

神奈川県信用保証協会

金融支援
創業支援
経営支援

～夢と未来に向けて～

かながわの中小企業を
応援します



ご利用のメリット

- 金融機関からスムーズな融資
- 事業の成長や経営改善もサポート

お問い合わせ先

ご相談は各支店でお受けしています
右のQRコードを読み取ってご確認ください ▶



LINE



経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱* (月払) の場合、
一般扱 (口座振替月払等) で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクに
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



- * 団体扱とは、神奈川県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。
- ※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」 「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」 「ご契約のしおりー約款」および神奈川県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の代理店・扱者として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社

横浜支社 〒221-0056 神奈川県横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア9F TEL:045-345-4201

横浜北支社 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-7-3 リーフスクエア新横浜ビル8F TEL:045-474-4780

湘南支社 〒251-0025 神奈川県藤沢市鵠沼石上1-5-4 ISM藤沢6F TEL:0466-23-3721

町田支社 〒194-0022 東京都町田市森野1-7-23 大樹生命町田ビル4F TEL:042-722-6368

<https://www.taiju-life.co.jp/>

大樹-KB-2023-432 (損保)A-2023-112 (2023.9)
R-2023-1009 (2023.9)

「ともに」を、 あたらしく。



企業の未来を支えていく。日本を変化につよくする。

安心と豊かさを生み出すパートナーとして、ともに考え、ともに創り、ともに変わりつづける。



商工中金

神奈川営業部 横浜支店 川崎支店 横浜西口支店

〒231-0003 横浜市中区北仲通4-40

TEL:045(201)3952

簡易で即効性のある
省力化投資に

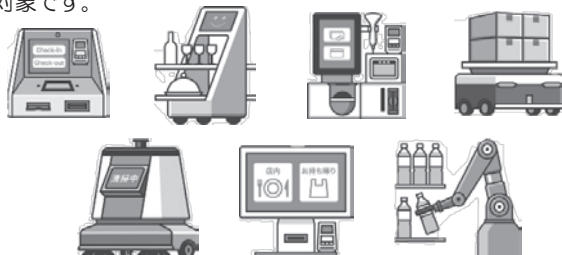
カタログ注文型

補助率
1/2 以下

補助上限額
最大 1,500 万円

補助対象となる事業

中小企業などが省力化製品を対象製品のリスト（カタログ）から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率 3% 向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。



補助率と補助上限額

随時申請
受付中

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な向上を行う場合
5 名以下	1/2 以下	200 万円	300 万円
6～20 名		500 万円	750 万円
21 名以上		1,000 万円	1,500 万円

※各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。

人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しする補助金が

さらに活用しやすくなりました！

中小企業 省力化投資 補助金

公募要領・詳しい資料は

↓HPへ↓



事業内容に合わせて多様な
設備やシステムが導入できる

一般型

補助率※¹
中小企業 1/2 以下 | 小規模・再生 2/3 以下

補助上限額
最大 1 億円

補助対象となる事業

中小企業などが省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性 年平均成長率 4% 向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。



補助率と補助上限額

公募回制
詳しくはHPで確認

従業員数	補助率※ ¹	補助上限額	大幅な向上を行う場合
5 名以下	中小企業	750 万円	1,000 万円
6～20 名	1/2	1,500 万円	2,000 万円
21～50 名	以下	3,000 万円	4,000 万円
51～100 名	小規模・再生	5,000 万円	6,500 万円
101 名以上	2/3 以下	8,000 万円	1 億円

※¹補助金額 1,500 万円までは 1/2 以下もしくは 2/3 以下

(小規模・再生事業者)、1,500 万円を超える部分は 1/3 以下。



〒231-0015
横浜市中区尾上町5丁目80番地
神奈川中小企業センター9階
TEL (045)633-5131
FAX (045)633-5139



<https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>



JR 関内駅北口 徒歩 5 分
横浜市営地下鉄関内駅 徒歩 3 分
みなとみらい線馬車道駅 徒歩 7 分